

第3845号議案

第245回福岡県都市計画審議会議案

令和6年10月29日(火)

目次

議案番号	議案	ページ
第 3 8 4 5 号	須恵町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	1 ~ 2

第3845号議案

6 建 第 1 1 7 7 号
福岡県都市計画審議会 殿

建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、次の事項について付議します。

須恵町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

令和6年10月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

須恵町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

申請者	敷地の位置	敷地面積	備考
中山リサイクル産業株式会社 代表取締役 中山 智	福岡県糟屋郡須恵町大字上 須恵字岩ノ下 1374 番 1、 1356 番 4、1356 番 8、1373 番 1、1374 番 8、1374 番 18、1387 番 2	8,743.85 m ²	産業廃棄物処理施設（木くず） 処理能力※ 340（t/日） ※処理能力は一般廃棄物を含む （一般廃棄物処理施設については須恵町の 都市計画審議会へ付議する）

理由.

建築基準法第 51 条では、都市計画区域内の卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、ただし書の規定に基づき特定行政庁が都市計画上支障ないと認めて許可した場合は設置することができることとなっている。またこの許可を行う上で、産業廃棄物処理施設については県の都市計画審議会、一般廃棄物処理施設については市町の都市計画審議会の議を経る必要がある。

申請の施設は、一般廃棄物である木くず及び産業廃棄物である木くずの破碎中間処理を行う施設であり、1 日の処理能力が 5 t を超えるため、建築基準法第 51 条で定める処理施設に該当し、許可するにあたり産業廃棄物処理施設については福岡県の都市計画審議会へ、一般廃棄物処理施設については須恵町の都市計画審議会へ付議するものである。